

## 和歌山大学学部等運営規程

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程第 20号  
最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第15条第4項の規定に基づき、和歌山大学の学部及び学部等連係課程実施組織（以下「学部等」という。）に係る共通の事項を定める。

(教授会及び学部長等)

第2条 学部等に教授会を置く。

- 2 組織規則第15条第1項に規定する学部に学部長、同条第2項に規定する学部等連係課程実施組織（以下「学環」という。）に学環長（以下「学部長等」という。）を置く。
- 3 学部長等は、学部等を代表し、学部等の運営に責任を負う。
- 4 学部長等は、当該教授会の議を経て、学長が任命する。
- 5 学部長等に事故があるとき又は欠けたときは、学部長等があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 6 学部長等の任期は、2年とする。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(副学部長等)

第2条の2 学部に副学部長、学環に副学環長を3名まで置くことができる。

- 2 副学部長及び副学環長（以下「副学部長等」という。）は、当該学部長等の職務を助け、当該学部等の運営に携わる。
- 3 副学部長等は、当該学部長等が指名し、学長が任命する。
- 4 副学部長等となることのできる者は、教授とする。
- 5 副学部長等の任期の末日は、当該副学部長等を指名する学部長等の任期の末日以前でなければならない。

(学部長補佐)

第2条の3 次の各号の学部に学部長補佐を置くことができる。

- (1) 経済学部 3名以内
  - (2) システム工学部 5名以内
  - (3) 観光学部 2名以内
- 2 学部長補佐は、学部長を補佐し、学部長から命じられた特別の事項について処理するとともに学部運営に携わる。
  - 3 学部長補佐は、学部長が指名し、学長が任命する。
  - 4 学部長補佐の任期の末日は、当該学部長補佐を指名する学部長の任期の末日以前でなければならない。

(学科長)

第3条 次の各号の学科に学科長を置く。

- (1) 経済学部 経済学科
- (2) システム工学部 システム工学科

## 学部運営規程

### (3) 観光学部 観光学科

2 学科長は、当該学科の運営に関する業務を行う。

3 学科長は、当該学部の学部長をもって充てる。

(学部等教授会)

第4条 学部等の教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学部等の教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 前項の学長等がつかさどる教育研究に関する事項は、次の各号とする。

(1) 学部等の中期目標・中期計画に関する事項

(2) 学部等の予算配分及び決算に関する事項

(3) 学生の指導、厚生のほか学長等が教学に関して必要と認めた事項

(4) 学部等の自己点検・評価に関する事項

(5) 学部等の将来構想に関する事項

(6) その他学部等に関する重要事項

(代議員会等)

第5条 教授会は、その定めるところにより、教授会を構成する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

附 則（平成19年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第547号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第736号）

1 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程改正後観光学部に最初に任命される学部長の任期は、第2条第5項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1014号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1213号）

この改正規程は、平成23年10月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1459号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1608号）

1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項第2号に定める学科長は、同号の規定に関わらず、平成30年3

月31日までの間は、情報通信システム学科、光メカトロニクス学科、精密物質学科、環境システム学科、デザイン情報学科に学科長を置くものとする。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1738号）

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号に定める学科長は、同号の規定に関わらず、平成31年3月31日までの間は、ビジネスマネジメント学科、市場環境学科に学科長を、経済学科には旧教育課程の学科長も置くものとする。
- 3 改正後の第3条第1項第3号に定める学科長は、同号の規定に関わらず、平成31年3月31日までの間は、観光経営学科、地域再生学科に学科長を置くものとする。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2045号）

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の3第1項第1号及び第3号の規定は、平成31年4月1日から施行する、
- 2 経済学部及び観光学部に置く学科長においては、平成31年3月31日までの間は、改正後の第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2393号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2512号）

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日に任命する社会インフォマティクス学環長については、第2条第4項規定に関わらず学長が指名する。